

市第 116 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7)の 2 戸籍法第 120 条の 3 第 2

項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省

令第 5 号) 第 1 条の 2 に規定するものに限る。以下この号及び第 9 号の 2 において同じ。) により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。) における当該発行に係るもの及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。

) 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円

第 2 条第 8 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証

明書」に改め、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(9) の 2 戸籍法第 120 条の 3 第 2

項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第

1 項の規定により同法第 6 条第

1 項に規定する電子情報処理組

織を使用する方法により除籍電

子証明書提供用識別符号の発行

を行う場合(当該発行に係る除

籍電子証明書の請求が同項の規

定により同項に規定する電子情

報処理組織を使用する方法によ

り行われた場合に限る。)にお

ける当該発行に係るもの及び除

籍電子証明書提供用識別符号の

発行に係る除籍電子証明書の請

求を行う者が同時に当該除籍電

子証明書が証明する事項と同一

の事項を証明する除かれた戸籍

の謄本若しくは抄本又は除籍証

明書の請求を行う場合における

当該発行に係るものを除く。)

除籍電子証明
書提供用識別

符号 1 件につ

き

700 円

第 2 条第 10 号中「証明書又は」を「証明書、」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同条第 11 号中「受理した書類」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「1 件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改める。

第 2 条中第 125 号の 2 を第 125 号の 2 の 3 とし、第 125 号の次に次の 2 号を加える。

(125) の 2 建築基準法第 86 条の 7

第 1 項の規定による既存の建築物についての同法第 43 条第 1 項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく認定申請手数料

同

27,000 円

(125) の 2 の 2 建築基準法第 86 条の 7 第 1 項の規定による既存の建築物についての同法第 44 条第 1 項の規定による道路内における建築制限の適用除外に係る建築基準法施行令第 137 条の 12 第

7 項の規定に基づく認定申請手

数料	同	27,000円
----	---	---------

第 2 条第 134 号中「（昭和 25 年政令第 338 号）」を削り、同条第 136 号、第 136 号の 2、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 17、第 139 号の 23 及び第 139 号の 23 の 2 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第 139 号の 24 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第 139 号の 25 から第 139 号の 31 までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第 153 号又(ア)中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に改め、同号又(イ)中「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に改め、同号又(ロ)中「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に改め、同号又(ハ)中「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に改め、同号又(ニ)中「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に改め、同号又(ホ)中「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に改め、同号又(ヘ)中「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に改め、同号又(ヘ)中「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改め、同条第 171 号ア中「者（イ）」の次に「及びウ」を加え、同号イ中「するもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 高圧ガス保安法第 5 条第 1

項第 1 号に該当する者であつ

て移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をし、かつ、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149 号）第37条の 4 第 1 項の許可を受けたもの

同

6,000 円

第 2 条第 175 号ア中「第 171 号アからウまで」を「第 171 号アからエまで」に改め、「（昭和42年法律第 149 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 6 号の改正規定、同条第 7 号の次に 1 号を加える改正規定、同条第 8 号の改正規定、同条第 9 号の次に 1 号を加える改正規定並びに同条第 10 号及び第 11 号の改正規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第 2 条第 153 号ヌ(ア)から(カ)まで及び第 171 号ウの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

戸籍法の一部改正に伴い戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手

数料等を徴収するとともに、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い既存の建築物に対する敷地と道路との関係に関する制限等の適用除外に係る認定申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224

号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2

第 1 項から第 5 項まで若しくは

第 126 条の規定に基づく戸籍の

謄本若しくは抄本又は同法第 12

0 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1

項若しくは第 126 条の規定に基

づく戸籍証明書
磁気ディスクをもって調製

された戸籍に記録されている事

項の全部若しくは一部を証明し

た書面の交付手数料

1 通につき

450 円

（第 7 号省略）

(7) の 2 戸籍法第 120 条の 3 第 2

項の規定に基づく戸籍電子証明

書提供用識別符号の発行手数料

（情報通信技術を活用した行政

の推進等に関する法律（平成 14

年法律第 151 号）第 7 条第 1 項

の規定により同法第 6 条第 1 項
に規定する電子情報処理組織を
使用する方法（地方公共団体の
手数料の標準に関する政令に規
定する総務省令で定める金額等
を定める省令（平成 12 年自治省
令第 5 号）第 1 条の 2 に規定す
るものに限る。以下この号及び
第 9 号の 2 において同じ。）に
より戸籍電子証明書提供用識別
符号の発行を行う場合（当該発
行に係る戸籍電子証明書の請求
が同項の規定により同項に規定
する電子情報処理組織を使用す
る方法により行われた場合に限
る。）における当該発行に係る
もの及び戸籍電子証明書提供用
識別符号の発行に係る戸籍電子
証明書の請求を行う者が同時に
当該戸籍電子証明書が証明する
事項と同一の事項を証明する戸
籍の謄本若しくは抄本又は戸籍
証明書の請求を行う場合におけ
る当該発行に係るものを除く。
）

戸籍電子証明

書提供用識別

符号 1 件につ

き

400 円

- (8) 戸籍法第 12 条の 2 において準
用する同法第 10 条第 1 項若しく
は第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項
までの規定若しくは同法第 126
条の規定に基づく除かれた戸籍
の謄本若しくは抄本又は同法第
120 条第 1 項、第 120 条の 2 第
1 項若しくは第 126 条の規定に
基づく除籍証明書
磁気ディスクをもって調
製された除かれた戸籍に記録さ
れている事項の全部若しくは一
部を証明した書面の交付手数料
(第 9 号省略)

1 通につき

750 円

- (9) の 2 戸籍法第 120 条の 3 第 2
項の規定に基づく除籍電子証明
書提供用識別符号の発行手数料
(情報通信技術を活用した行政
の推進等に関する法律第 7 条第
1 項の規定により同法第 6 条第
1 項に規定する電子情報処理組
織を使用する方法により除籍電
子証明書提供用識別符号の発行

を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行に係るもの及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）

除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき
き

700 円

- (10) 戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、
証明書又は
同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他区長が受理し

た書類に記載した事項の証明書
又は同法第 120 条の 6 第 1 項の
規定に基づく届書等情報の内容
の証明書の交付手数料

1 通につき 350 円

ただし、婚姻
、離婚、養子
縁組、養子離
縁又は認知の
届出の受理に
ついて、請求
により法務省
令で定める様
式による上質
紙を用いる場
合にあつては
、1 通につき

1,400 円

(11) 戸籍法第 48 条第 2 項（同法第
117 条において準用する場合を
含む。）の規定に基づく届書そ
の他区長が受理した書類又は同
法第 120 条の 6 第 1 項の規定に
基づく届書等情報の内容を表示
したもののの閲覧手数料

書類 又は届書
1 件
等情報の内容
を表示したも

の 1 件につき

350 円

(第 12 号から第 125 号まで省略)

(125) の 2 建築基準法第 86 条の 7

第 1 項の規定による既存の建築物
物についての同法第 43 条第 1 項
の規定による建築物の敷地と道
路との関係に関する制限の適用
除外に係る建築基準法施行令（
昭和 25 年政令第 338 号）第 137
条の 12 第 6 項の規定に基づく認
定申請手数料

同

27,000 円(125) の 2 の 2 建築基準法第 86 条

の 7 第 1 項の規定による既存の
建築物についての同法第 44 条第
1 項の規定による道路内におけ
る建築制限の適用除外に係る建
築基準法施行令第 137 条の 12 第
7 項の規定に基づく認定申請手
数料

同

27,000 円(125) の 2 の 3 (本文省略)(125) の 2

(第 125 号の 3 から第 133 号まで省略)

(134) 建築基準法第 6 条第 1 項 (同法第 87 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物の確認申請手

の 30 において同じ。) 及び用途の変更に係る確認申請手数料(変更等及び用途の変更をする場合の当該部分に係る確認申請手数料に限る。)は、それぞれ当該床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積(ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に該当する額とする。

(アからサまで、第 134 号の 2 及び第 135 号省略)

(136) 建築基準法第 7 条第 1 項の

規定に基づく建築物の完了検査

申請手数料 ($\frac{\text{建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律}}{\text{建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律}}$ (平成 27 年法律第 53 号) 第 12

条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規

定に基づく建築物エネルギー消

費性能確保計画(同法第 12 条第

2 項及び第 13 条第 3 項の規定に

基づく変更後の建築物エネルギー

消費性能確保計画を含む。)

に係る建築物エネルギー消費性

能適合性判定(第 139 号の 23 及

び第 139 号の 23 の 2 において「省エネ適合判定」という。) を受けた建築物及びこれに準ずると認められる建築物(次号、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 において「省エネ適合判定等建築物」という。)に係るものを除く。)は、当該申請に係る建築物の床面積(移転等(移転、大規模の修繕及び大規模の様替をする場合をいう。以下この号、次号、第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 において同じ。)に係る場合においては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積)を合計した面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

(136) の 2 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査申請手数料(省エネ適合判定等建築物に係るものに限る。)は、当該申請に係る建築物の床面積(移転等に係る場合にお

いては、当該移転等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積) を合計した面積に応じ前号ア及びイに掲げる額と当該申請に係る建築物のうち一の省エネ適合判定等建築物の非住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、第 139 号の 5 の 2、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 17、第 139 号の 18、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 23 から第 139 号の 26 まで、第 139 号の 28、第 139 号の 29 及び第 139 号の 31 において同じ。) (一次エネルギー消費量 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下この号、第 139 号の 18、第 139 号の 21、第 139 号の 23、第 139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 26 の 2、第 139 号の 29、第 139 号の

29 の 2 及び第 139 号の 31 において「基準省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。第 139 号の 5 の 2 において同じ。

) の算定対象となるものに限る。以下この号において同じ。) の用途及び床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(アからキまで及び第 137 号から第 139 号の 8 まで省略)

(139) の 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号) 第 17 条第 1 項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料(同条第 4 項の規定による申出をする場合に限る。) は、1 件につき同条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査又は建築物の建築物のエネルギー消費性能の向上等
エネルギー消費性能の向上に関する法律 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネル

ギー消費性能基準に適合するかどうかの審査（以下この号、次号、第 139 号の 24 及び第 139 号の 31 において「省エネ適合審査」という。）を必要としない建築物の場合

当該申出に係る建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アからサまでに掲げる額

イ 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要とする建築物の場合は、当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面

積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)) を合計した面積に応じ第 134 号アからサまでに掲げる額と次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 省略)

(イ) 省エネ適合審査を必要とするとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物 (申請時に 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 12 条第 6 項又は第 13 条第 7 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。) 1 棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第 139 号の 23 アからエまでに掲げる額

(ウ) 省略)

(139) の 10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく

特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定申請手数料（同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき同法第 18 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 4 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

（ア省略）

イ 構造適合審査又は省エネ適合審査を必要とする建築物の場合は、当該申出に係る建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号アからサまでに掲げる額と次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した

額

(ア) 省略)

(イ) 省エネ適合審査を必要とするとき。

省エネ適合審査を必要とする建築物（申請時に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 6 項又は第 13 条第 7 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものを除く。）1 棟につき当該建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ第 139 号の 23 アからエまでに掲げる額

(ウ及び第 139 号の 11 から第 139 号の 16 の 2 まで省略)

(139) の 17 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費

性能の向上等に関する法律 第 15
性能の向上に関する法律

条第 1 項に規定する登録建築物
エネルギー消費性能判定機関、
同法附則第 6 条の規定による改
正前のエネルギーの使用の合理
化等に関する法律（昭和 54 年法
律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定
する登録建築物調査機関、住宅
の品質確保の促進等に関する法
律第 5 条第 1 項に規定する登録
住宅性能評価機関その他規則で
定める機関（以下「登録建築物
エネルギー消費性能判定機関等
」という。）による審査を受け
たものに限る。）の認定申請手
数料は、認定の対象範囲及び申
請に係る住戸の数又は床面積に
応じ次に掲げる額とする。

（ア省略）

イ 一戸建ての住宅以外の建築
物の場合は、1 件につき次に
掲げる額のうち当該申請に係
るものを合計した額

（ア）省略）

(イ) 共用部分（住宅部分（建
建）

建築物のエネルギー消費性能
建築物のエネルギー消費性能
の向上等に関する法律 第 11
の向上に関する法律

条第 1 項に規定する住宅部
分をいう。第 139 号の 26、
第 139 号の 29 及び第 139 号
の 31 において同じ。) のう
ち住戸部分以外の部分をい
う。以下この号、次号、第
139 号の 20、第 139 号の 21
、第 139 号の 25、第 139 号
の 26、第 139 号の 28、第 13
9 号の 29 及び第 139 号の 31
において同じ。)

(a から g まで、(ウ) 及び第 139 号の 18 から第 139 号の 22 まで
省略)

(139) の 23 省エネ適合判定の判定

手数料は、1 件につき当該判定
に係る建築物 (建築物のエネル
建築物のエネル
ギー消費性能の向上等に関する
ギー消費性能の向上に関する法
法律 第 35 条第 1 項の認定を受け
た建築物エネルギー消費性能向
上計画に係る他の建築物 (同法
第 34 条第 3 項の他の建築物をい
う。次号、第 139 号の 26 の 2、
第 139 号の 27、第 139 号の 29 の

2 及び第 139 号の 30 において同じ。)を除く。)の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。

(アからエまで省略)

(139) の 23 の 2 省エネ適合判定の判定手数料は、1 件につき当該判定に係る建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物に限る。)の非住宅部分の床面積に応じ次に掲げる額とする。

(アからカまで省略)

(139) の 24 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成 28 年国土交通省令第 5 号) 第 11 条の規定に基づく軽微な変更 (当該変更がエネルギー消費性能 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー消費性能をいう。)を向上させる変更又は省エ

ネ適合審査を必要としない変更である場合を除く。) に関する証明書の交付申請手数料は、1 件につき当該証明に係る建築物の非住宅部分の用途及び床面積に応じ次に掲げる額とする。

(アからエまで省略)

(139) の 25 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画

(同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもので、かつ、同法第 35 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の認定申請手数料 (同条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。

) は、申請建築物 (同法第 34 条第 3 項に規定する申請建築物をいう。次号から第 139 号の 30 までにおいて同じ。) の認定の対

象範囲及び申請に係る住戸の数
又は床面積に応じ次に掲げる額
とする。

(ア及びイ省略)

(139) の 26 建築物のエネルギー消
建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する法律 第
費性能の向上に関する法律

34 条第 1 項の規定に基づく建築
物エネルギー消費性能向上計画

(同条第 3 項各号に掲げる事項
が記載されていないものに限り

、同法第 35 条第 1 項第 1 号から
第 3 号までに掲げる基準に適合

していることについて、あらか
じめ登録建築物エネルギー消費

性能判定機関等による審査を受
けたものを除く。) の認定申請

手数料 (同条第 2 項の規定によ
る申出をしない場合に限る。)

は、申請建築物の認定の対象範
囲及び申請に係る住戸の数又は

床面積に応じ次に掲げる額とす
る。

(アからウまで省略)

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー
建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関する法
消費性能の向上に関する法律

律 第 34 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く
建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上
計 画 (同 条 第 3 項 各 号 に 掲 げ る
事 項 が 記 載 さ れ て い る も の に 限
る 。) の 認 定 申 請 手 数 料 (同 法
第 35 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 申 出
を し な い 場 合 に 限 る 。) は 、 申
請 建 築 物 の 用 途 及 び 住 戸 の 数 又
は 床 面 積 に 応 じ 第 139 号 の 25 ア
若 し く は イ 又 は 前 号 ア 、 イ 若 し
く は ウ に 掲 げ る 額 と 当 該 計 画 に
係 る 他 の 建 築 物 1 棟 に つ き 当 該
他 の 建 築 物 の 用 途 及 び 住 戸 の 数
又 は 床 面 積 に 応 じ 次 に 掲 げ る 額
を 合 計 し た 額 と す る 。

ア 一 戸 建 て の 住 宅 (建 築 物 の
建 築 物 の
エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等
エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に
に 関 す る 法 律 第 35 条 第 1 項 第
関 す る 法 律
4 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て
い る こ と に つ い て 、 あ ら か じ
め 登 録 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費
性 能 判 定 機 関 等 に よ る 審 査 を
受 け た も の に 限 る 。) の 場 合

4,900 円

イ 一 戸 建 て の 住 宅 (建 築 物 の
建 築 物 の
エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等
エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に

に関する法律 第 35 条 第 1 項 第
関する法律

4 号に掲げる基準に適合して
いることについて、あらかじめ
登録建築物エネルギー消費
性能判定機関等による審査を
受けたものを除き、当該評価
方法が基準省令第 10 条 第 2 号
イ(1)又はロ(1)の基準による評
価方法のものに限る。) の場
合

(ア)及び(イ)省略)

ウ 一戸建ての住宅 (建築物の
建築物の
エネルギー消費性能の向上等
エネルギー消費性能の向上に
に関する法律 第 35 条 第 1 項 第
関する法律

4 号に掲げる基準に適合して
いることについて、あらかじめ
登録建築物エネルギー消費
性能判定機関等による審査を
受けたものを除き、当該評価
方法が基準省令第 10 条 第 2 号
イ(1)又はロ(1)の基準による評
価方法のもの以外のものに限
る。) の場合

(ア)及び(イ)省略)

エ 一戸建ての住宅以外の建築

物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の場合

第 139 号の 25 イ (ア) から (ウ) ま

でに掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

オ 一戸建ての住宅以外の建築物

物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の場合

前号ウ (ア) から (カ) までに掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(139) の 27 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 34 条第 1 項の規定に基づく建築

158

物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（同法第 35 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積並びに当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ前 3 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

（アからウまで省略）

- (139) の 28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもので、かつ、同法第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エ

エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。

) の変更認定申請手数料 (同法第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物 (当該申請において変更しない部分を含む。) の当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分 (既に建築物の建築物のエネルギー消費性能の向上
エネルギー消費性能の向上
等に関する法律 第 35 条第 1
に関する法律
項 (同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。

) の規定に基づく建築物エ

エネルギー消費性能向上計画
の認定を受けた部分に限る
。)

(a から i まで及び(イ)から(エ)まで省略)

(139) の 29 建築物のエネルギー消
建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する法律 第
費性能の向上に関する法律

36 条第 1 項の規定に基づく建築
物エネルギー消費性能向上計画

(同法第 34 条第 3 項各号に掲げ
る事項が記載されていないもの
に限り、同法第 36 条第 2 項にお
いて準用する同法第 35 条第 1 項
第 1 号から第 3 号までに掲げる
基準に適合していることについ
て、あらかじめ登録建築物エネ
ルギー消費性能判定機関等によ
る審査を受けたものを除く。)

の変更認定申請手数料 (同法第
36 条第 2 項において準用する同
法第 35 条第 2 項の規定による申
出をしない場合に限り、当該計
画の工事の着手予定時期又は完
了予定時期のみを変更する場合
を除く。) は、申請建築物の認
定の対象範囲及び申請に係る住

戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア及びイ省略)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）の当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもので、かつ、既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。）

(a から i まで省略)

(イ) 住戸部分（当該建築物の一以上の住戸の評価方法が

基準省令第 10 条第 2 号イ(1)
 又はロ(1)の基準による評価
 方法のものを除き、既に建
建
建築物のエネルギー消費性能
建築物のエネルギー消費性能
の向上等に関する法律第 35
 の向上に関する法律
 条第 1 項（同法第 36 条第 2
 項において準用する場合を
 含む。）の規定に基づく建
 築物エネルギー消費性能向
 上計画の認定を受けた部分
 に限る。）

（ a から i まで及び(ウ)から(キ)まで省略）

(139) の 29 の 2 建築物のエネルギー
建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関する法
消費性能の向上に関する法律
律第 36 条第 1 項の規定に基づく
 建築物エネルギー消費性能向上
 計画（同法第 34 条第 3 項各号に
 掲げる事項が記載されているも
 のに限る。）の変更認定申請手
 数料（同法第 36 条第 2 項におい
 て準用する同法第 35 条第 2 項の
 規定による申出をしない場合に
 限り、当該計画の工事の着手予
 定時期又は完了予定時期のみを
 変更する場合を除く。）は、申

請建築物（当該申請において変更するものに限る。）の用途及び住戸の数又は床面積に応じ第 139 号の 28 ア若しくはイ又は前号ア、イ若しくはウに掲げる額と当該計画に係る他の建築物（当該申請において変更するものに限る。）1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

2,400 円

イ 一戸建ての住宅（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費

性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のものに限る。) の場合

(ア)及び(イ)省略)

ウ 一戸建ての住宅 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除き、当該評価方法が基準省令第 10 条第 2 号イ(1)又はロ(1)の基準による評価方法のもの以外のものに限る。) の場合

(ア)及び(イ)省略)

エ 一戸建ての住宅以外の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて

て、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の場合

第 139 号の 28 イ(ア)から(エ)までに掲げる額のうち当該建築物(当該申請において変更しない部分を含む。)に係るものを合計した額

オ 一戸建ての住宅以外の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の場合

前号ウ(ア)から(キ)までに掲げる額のうち当該建築物(当該申請において変更しない部分を含む。)に係るものを合計した額

(139) の 30 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画

の変更認定申請手数料（同条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積並びに当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ前 3 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に依り次に掲げる額を合計した額とする。

（アからウまで省略）

- (139) の 31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 41 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料は、当該建築物について省エネ適合審査を必要とする場合に限り、認定の対象となる建築物及び申請に係る住戸の数又は床面積に依り次に掲げる額とする。

（アからウまで及び第 139 号の 32 から第 152 号まで省略）

(153) 消防法第 11 条第 1 項前段の

規定に基づく製造所、貯蔵所又

は取扱所の設置許可申請手数料

(アからニまで省略)

ヌ 浮き屋根式特定屋外タンク

貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外

タンク貯蔵所については、次

に掲げる区分に応じ、それぞ

れ次に定める額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が

1,000 キロリットル以上 5,00

0 キロリットル未満のもの 同

1,450,000 円
1,180,000 円

(イ) 同

5,000 キロリットル以上 10,0

00 キロリットル未満のもの 同

1,720,000 円
1,410,000 円

(ウ) 同

10,000 キロリットル以上 50

,000 キロリットル未満のも

の 同

1,920,000 円
1,590,000 円

(エ) 同

50,000 キロリットル以上 10

0,000 キロリットル未満のも

の 同

2,360,000 円
1,950,000 円

(オ) 同

100,000 キロリットル以上 20

0,000 キロリットル未満のも の	同	<u>2,740,000 円</u> 2,270,000 円
(カ) 同		
200,000 キロリットル以上 30 0,000 キロリットル未満のも の	同	<u>5,640,000 円</u> 4,550,000 円
(キ) 同		
300,000 キロリットル以上 40 0,000 キロリットル未満のも の	同	<u>7,240,000 円</u> 5,820,000 円
(ク) 同		
400,000 キロリットル以上の もの	同	<u>8,790,000 円</u> 7,070,000 円
(ネからワまで及び第 154 号から第 170 号まで省略)		
(171) 高圧ガス保安法（昭和 26 年 法律第 204 号）第 5 条第 1 項の 規定に基づく高圧ガスの製造の 許可申請手数料		
ア 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者（イ <u>及</u> <u>びウ</u> に掲げる者を除く。）に ついては、次に掲げる区分に 応じ、それぞれ次に定める額 (ア)から(ケ)まで省略)		
イ 高圧ガス保安法第 5 条第 1		

項第 1 号に該当する者であつて移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの（ウに掲げるものを除く。）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）から（コ）まで省略）

ウ 高压ガス保安法第 5 条第 1

項第 1 号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をし、かつ、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けたもの

同

6,000 円

エ （本文省略）
ウ

（第 172 号から第 174 号まで省略）

(175) 高压ガス保安法第 20 条第 1

項の規定に基づく高压ガスの製

造のための施設又は第一種貯蔵
所の完成検査申請手数料

ア 高圧ガスの製造のための施
設の完成検査の申請をする場
合

~~第 171 号アからエまで~~に掲
~~第 171 号アからウまで~~
げる高圧ガスの製造の許可
の申請を行う者及び区分に
応じ、それぞれ当該手数料
の額の 4 分の 3 に相当する
額（高圧ガス保安法第 5 条
第 1 項の許可に係る液化石
油ガスの製造のための施設
であって、液化石油ガスの
保安の確保及び取引の適正
化に関する法律~~（昭和 42 年~~
~~法律第 149 号）~~第 37 条の 3
第 1 項の完成検査を受け、
同法第 37 条の技術上の基準
に適合していると認められ
たものの完成検査にあつて
は、6,100 円）

（イ及び第 176 号から第 200 号まで省略）